

総 基 番 第 28 号
平成 24 年 5 月 11 日

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 大竹 伸一 殿

総務省総合通信基盤局長
桜井

携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方に関する講ずべき措置について（要請）

携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方については、別添のとおり情報通信審議会より答申（平成 24 年 3 月 1 日情通審第 23 号）がなされたところである。

答申では、携帯電話の電話番号数の拡大策としての 070 番号の開放（以下「070 番号の開放」という。）及び携帯電話と PHS 間の番号ポータビリティの導入（以下「番号ポータビリティの導入」という。）が、携帯電話の電話番号数として十分な番号容量の確保、携帯電話と PHS の利用者の利便性の向上及び関係事業者間の競争促進に資するとされ、また、070 番号の開放については遅くとも平成 26 年初頭までに開始、番号ポータビリティの導入については平成 26 年度内の導入を目指し、調整に取り組むことが適当との結論が出された。

これを受けて、当省において検討した結果、070 番号の開放及び番号ポータビリティの導入に向けて、貴社におかれでは、関係事業者と協力し、当該答申において示された下記の事項に関する適切な措置を講ずることが適当との結論を得たので、その旨要請する。

記

1 070 番号の開放に関する措置

以下の点について、平成 24 年 6 月末までに当省に報告するとともに、その後 3 か月ごとに、070 番号が利用可能となるまでの間、当省に報告すること。

- (1) 070番号の開放に伴う事業者対応に関するもの
 - ア 選択中継サービスから070番号の携帯電話への発信を可能とするための貴社ネットワークの改修及び電話端末の設定変更等への対応についての進捗状況
 - イ 070番号の携帯電話から着信課金サービスを利用可能とするための貴社ネットワークの改修についての進捗状況
- (2) 070番号の開放に伴う利用者保護に関するもの
 - 070-Cによる携帯電話とPHSの区別に関する周知の状況
- (3) 070番号の開放の開始時期に関するもの
 - 070番号の開放に向けた貴社ネットワークの改修についてのスケジュール及びその進捗状況

2 番号ポータビリティの導入に関する措置

以下の点について、平成24年6月末までに当省に報告するとともに、その後3か月ごとに、番号ポータビリティが導入されるまでの間、当省に報告すること。

- (1) 番号ポータビリティ導入に伴う事業者対応に関するもの
 - ア 選択中継サービスからPHSへの発信を可能とするための関係事業者間の調整、貴社ネットワークの改修及び電話端末の設定変更等への対応についての進捗状況
 - イ 携帯電話及びPHSから着信課金サービスを利用可能とするための関係事業者間の調整及び貴社ネットワークの改修についての進捗状況
- (2) 番号ポータビリティの導入時期に関するもの
 - ア 番号ポータビリティの導入に向けた貴社ネットワークの改修についてのスケジュール及びその進捗状況
 - イ 番号ポータビリティの導入に関する周知の状況

以上

(別添)

携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方について

情報通信審議会（平成 24 年 3 月 1 日情通審第 23 号（抄））

第 4 章 携帯電話の電話番号数の拡大策としての 070 番号の開放について

（1）新たな携帯電話の電話番号としての 0A0 番号の開放について

このため、中長期的な視点から、携帯電話の電話番号数として十分な番号容量を確保することが必要である。その際、携帯電話の電話番号数の拡大策として、携帯電話の電話番号である 090 及び 080 番号を拡増しすることは、携帯電話が多くの国民に普及している現在の状況においては、ネットワーク改修や周知に相当な費用や期間を要する。従って、拡増しによる対応ではなく、本章では、現在使用されている 090 及び 080 番号以外の 0A0 番号の開放について、番号の有効利用や事業者ネットワークに与える影響、識別性の確保や利用者保護の観点から検討を行い、携帯電話の新たな電話番号として 070 番号を導入することが適当としたものである。

イ 070 番号の開放について

これらの理由から、携帯電話の電話番号の需要が増加し、現在の電話番号の不足が見込まれる平成 26 年初頭以降も、電話番号の不足等により、携帯電話サービスの普及や発展に支障が生じることがないよう、070 番号を携帯電話に開放し、中長期的な視点に立って携帯電話の需要に対処することが適当である。

（2）070 番号の開放に伴う事業者対応について

ア 選択中継サービス

①事業者によるネットワーク改修

現在、選択中継サービスから 090 及び 080 番号の携帯電話への発信には対応しているものの、070 番号の携帯電話への発信には対応していない。このため、携帯電話の電話番号として 070 番号を開放する際には、選択中継サービスから 070 番号の携帯電話への発信を可能とするための事業者ネットワークの改修を行うことが適当である。

②電話端末の設定変更等への対応

法人等で利用されている PBX については、保守管理契約等に基づいて 070 番号の携帯電話への発信に対応するための改修等を行う必要がある。

既存の ACR 機能付き電話端末においては、090 及び 080 番号へ発信する際に自動的に 00 XY 番号を付加する機能が基本的機能として備わっている。選択中継サービスを利用して 070 番

号へ発信する際には、発信先が携帯電話であることをあらかじめ070-Cにより識別し、070-Cが携帯電話の電話番号の場合は00XYから発信するよう周知することが適当である。

イ 着信課金サービス（0120、0800）、統一番号サービス（0570）、プリペイドサービス

携帯電話の電話番号として070番号を開放する際には、現在、携帯電話からサービスが利用できる着信課金サービス、統一番号サービス（0570）、プリペイドサービスについては、070番号の携帯電話からもサービスを利用可能とするための必要な改修等を行うことが適当である。また、その際は、料金精算等に必要な範囲において、070-Cにより携帯電話とPHSを識別可能とするための事業者ネットワークの改修が必要である。

（3）070番号の開放に伴う利用者保護について

このため、固定電話からの発信の際の携帯電話とPHS間のサービス・料金に係る違いや、基本料金内での携帯電話間及びPHS間の無料通話サービス等については、利用者から見た場合、基本的には070-Cにより識別を行うことが可能であると考えられる。よって、利用者に対して、070-Cによる携帯電話とPHSの区別についてしっかりと周知する必要がある。

（4）070番号の開放の開始時期について

携帯電話の電話番号数の拡大策として、平成24年より、速やかに070番号のPHSとの共用による影響等が予想されるサービスへの対応も含めた準備を開始し、遅くとも平成26年初頭までには070番号の共用が開始できるよう関係事業者間による準備や調整等を進めることが適当である。

第5章 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について

（1）携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入について

このように、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入は、移動体通信市場における多様な通信手段の提供に資するとともに、番号ポータビリティの利用者への直接的な便益だけでなく、携帯電話とPHS間の料金やサービス等に係る競争を促進し、番号ポータビリティを直接利用しない者に対しても間接的な便益の向上が見込まれる。こうしたことから、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入することが適当である。

携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入した場合、利用者は携帯電話とPHS間の移転手続きの簡素化により、先に述べたような災害時等において音声サービスが繋がりやすいことを理由に、災害時等においてコミュニケーションの重要性から、PHSへの移転を希望する者にとって

PHSを選択しやすい環境がもたらされると言える。

また、同一番号のまま選択できる移動通信手段が増えることで、移動体通信市場における多様な通信方式の利用を容易にし、我が国の移動体通信市場の発展に資することとなると考えられる。

なお、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入によって、今後の移動体通信市場における携帯電話とPHSの料金・サービス競争がどのように進展するかについて、総務省は引き続き、市場動向を注視していく必要がある。

(2) 携帯電話とPHS間の番号ポータビリティ導入に伴う事業者対応について

ア 選択中継サービス

①事業者によるネットワーク改修

携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入する場合に、選択中継サービスから携帯電話とPHSへ発信を可能とするためには、固定電話事業者のネットワークにおいて、携帯電話とPHS間の料金精算のための事業者コードによる識別やリダイレクション機能等の追加が必要となる。

利用者利便の観点からは、携帯電話とPHSの間で、選択中継サービスから発信できる番号と発信できない番号が生じないためにも、選択中継サービスからPHSへの発信を可能とすることが望ましい。また、その際は、事業者コードによる識別やリダイレクション機能等の追加による改修を行なうことが求められる。

また、固定電話、携帯電話に関わらず、電話番号へ発信した際は、呼損とならずに、基本的には電話がつながることが望ましいことから、PHSへの選択中継サービスからの発信に対応することにより、PHSへの呼が接続されることを確保すべきとの指摘がある。

この点に関しては、技術的に困難との意見はないため、携帯電話の需要増加が見込まれる中、携帯電話及びPHSの利用動向や選択中継サービスの利用動向を注視しつつ、関係事業者の過度な経済的負担とならない限りは、選択中継サービスに対応することが求められる。

また、固定電話から携帯電話への発信において携帯電話事業者間の料金差があり、これを識別する仕組みの導入について検討を要するが、携帯電話とPHSの料金差が生じている現状においては、番号ポータビリティの導入にあたって、PHS事業者において、携帯電話ではなくPHSへの発信であることを利用者が識別できる仕組みを導入し、利用者保護を図ることが適当である。

②電話端末の設定変更等への対応

法人等で利用されているPBXについては、070番号の携帯電話及びPHSへの発信に対応するための改修等を行う必要がある。

既存のACR機能付き電話端末においては、090及び080番号へ発信する際に自動的に00XY番号を付加する機能が基本的機能として備わっている。このため、携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入する場合は、現状では、PHSは選択中継サービスからの発信に対応していないものの、呼損を防ぎ、携帯電話と識別性を意識することなく利用可能とするため、PHS事業

者と固定電話事業者において選択中継サービスからの発信に対応することが求められる。

なお、選択中継サービスを利用して070番号へ発信する際には、00XYから発信するよう周知すべきである。

イ 着信課金サービス（0120、0800）、統一番号サービス（0570）、プリペイドサービス

携帯電話とPHS間の番号ポータビリティを導入する場合は、携帯電話又はPHSを識別するための、料金精算等に必要な範囲において、事業者コード等により携帯電話とPHSを識別可能とするための事業者ネットワークの改修が必要となる。

利用者利便の観点からは、070番号の共用による携帯電話からの着信課金サービス、プリペイドサービスへの対応については、これまで携帯電話及びPHSから利用可能であったことを考慮すると、携帯電話及びPHSの利用者と着信課金サービス等の利用者の利便性を損なわないために、これらのサービスの利用状況を注視しつつも、引き続き、携帯電話及びPHSからの発信を可能とすることが求められる。

また、携帯電話から統一番号サービスの利用についても、これまで利用可能であったことを考慮すると、携帯電話の利用者の利便性を損なわないため、引き続きサービスの利用を可能とすることが求められる。

一方、これまでPHSからは利用できなかった統一番号サービスへの対応については、選択中継サービスのように固定電話の利用者が携帯電話やPHSへの発信する際の料金や電話番号による識別等に影響が生じるものではなく、PHSからの利用に影響が限定されることから、PHS利用者に対する統一番号サービスへの対応に関する周知を行うなど、自主的な取組に委ねられる。

（5）携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入時期について

①070番号の共用開始と番号ポータビリティの導入のタイミング

携帯電話の電話番号の不足に備えて行う070開放と利用者利便の向上等の観点から行う番号ポータビリティの導入は、事業者によるネットワーク改修の点において重複する点も多いものの、利用者保護に係る周知や識別の仕組みの導入等、確認すべき点も別途あることから、電話番号の不足を解消するために早期に実施すべき070番号の導入時期とは、必ずしも同時に行うべきとする必要性はないと考えられる。なお、事業者ごとにネットワーク改修の内容は異なるため、改修を行いうか、別に行いうか、いずれが効率的かという点については、基本的には事業者の判断に委ねられる。

②携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入時期について

携帯電話とPHS間の番号ポータビリティの導入にあたっても、①事業者によるネットワーク改

修に必要な期間、②利用者への周知に必要な期間を考慮することが求められる。

事業者ネットワークの改修に必要な期間に関しては、携帯電話側のP H Sへの番号ポータビリティ機能の実装のほか、P H Sにおいては、既存の携帯電話の番号ポータビリティの仕組みを新たに導入する必要があるため、こうしたP H S事業者による準備や携帯電話とP H S間の調整等を踏まえて、事業者ネットワークの改修に要する期間として、2～3年程度の期間が必要と見込まれる。関係事業者は、番号ポータビリティ導入を円滑に進めるため、その技術的仕様やコスト等について早期に明らかにする必要がある。

利用者への周知に必要な期間については、携帯電話とP H S間の番号ポータビリティの導入に伴い、両サービスの内容や料金等に関する十分な周知期間をおいて、導入されることが適当である。

このため、総務省や関係事業者は、携帯電話やP H S、固定電話の利用者に対し、携帯電話とP H S間の番号ポータビリティの導入に関する周知広報に努めるとともに、準備状況等に係るフォローアップを行いつつ、平成26年度内の導入を目指し、必要な事業者ネットワーク等の改修や調整に取り組むことが適当である。

なお、最終的に、携帯電話とP H S間の番号ポータビリティの導入にあたっては、利用者保護の観点から、第5章で検討した選択中継サービスをはじめとする各種サービスに基本的にはP H Sが対応するなど、利用者から見て携帯電話とP H Sとの識別性に関する混乱が生じないことを条件とすることが適当である。